



働き方改革について今年度内に行うこと

「⑩のチェックシート」で確認を

日本商工会議所は「中小企業のための働き方改革⑩のチェックシート」(https://www.jcci.or.jp/202011_11_checksheetjcci.pdf)を作成しました。これは、2019年4月から順次施行されている働き方改革関連法について、対応状況を確認するためのツールです。

大きくわけて、以下の3つが対象です。

- ① 時間外労働の上限規制
- ② 年次有給休暇の取得義務化
- ③ 同一労働同一賃金

①と②については、すでに中小企業も適用対象となっているため、制度としては導入されていると思いますが、実際の運用状況についてはいかがでしょうか。労働時間が上限ぎりぎりになっていないか、有給休暇を年度内に5日取得できそうか、勤務表を確認し、必要に応じて業務量の調整を行いましょう。

より改善を行うためには、厚生労働省の診断ツールがあります。同じ業種の他社との比較分析や、参考事例の入手もできますので、活用してみましょう。（[「働き方・休み方改善指標」を用いた自己診断 | 働き方・休み方改善ポータルサイト \(mhlw.go.jp\)](#)）

同一労働同一賃金の対応

一方で、③同一労働同一賃金の対応はいかがでしょう。

中小企業への適用は2021年4月からスタートしますが、日本商工会議所の10月の調査では、中小企業のおよそ半数について、準備が進んでいないという結果がでています。その大きな要因としては「わかりづらさ」があげられています。様々なセミナーも開催されていますが、まだ対応ができていないという場合には、「同一労働同一賃金まるわかりBOOK」([roudoubook.pdf \(tokyo-cci.or.jp\)](#))に目を通してみましょう。厚生労働省のガイドラインや2020年10月に出了された最高裁判所の判決も踏まえながら、具体的な対応策が各待遇・手当ごとに整理されています。助成金や支援ツールの情報も確認できます。

日本商工会議所は、印刷したガイドブックをセミナーや全国各地の商工会議所窓口、経営指導員による巡回指導等で配布するとのことです。



対応を進めるためには、労使間での話し合いも大切です。